

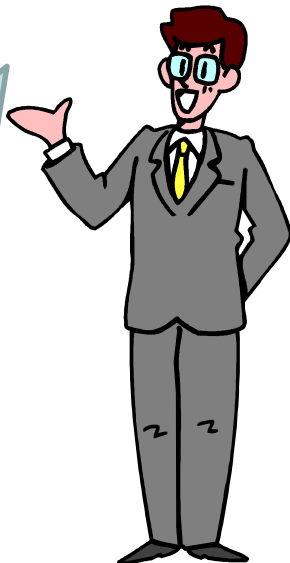
# v. J-Adviserについて



J-Adviseって申請会社にとってとっても重要なんですね？

そうなんです。申請会社にとって上場準備・申請、そして上場後もとても重要な存在なんです。

ここからは、申請会社にとっては知識として知っていただければいいんですが、J-Adviserについて、解説していきます。



## J-Adviserについて

J-Adviserについては、J-Adviserの資格を取得しようとする会社の情報で、以下の事項を解説します。

### J-Adviser資格の取得について

- ・J-Adviser資格の取得要件
- ・J-QSの認証

### J-Adviserが果たすべき義務について

- ・J-Adviserの適格性の継続維持義務
- ・担当会社からの独立性維持
- ・新規上場申請時の義務
- ・上場後の義務
- ・その他の義務

### J-Adviserの登録にかかる費用

# ①J-Adviser資格の取得について(1/3)

## J-Adviser資格の取得要件

J-Adviser資格に係る主な取得要件は以下の通りです。

- (1) J-Adviser資格の取得の申請日から遡って2年間において、コーポレート・ファイナンス助言業務に関する十分な経験があること、又は施行規則(特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則)で定める場合に該当すること
- (2) J-QS ((2/3)で解説)が3名以上いること
- (3) 経営の体制が適切であること
- (4) 財務の状況が健全であること
- (5) 当取引所とともにプリンシパルベースの考え方((3/3)で解説)に基づき当取引所の市場を運営するパートナーとしての意欲と能力を有すること
- (6) 日本の資本市場での経験及び知見を有していること
- (7) 業務を公正かつ効率的に遂行できる体制を有する法人であること
- (8) 特例(特定有価証券に関する有価証券に関する有価証券上場規程の特例)第313条の規定する契約を履行できる適切な体制を有していること
- (9) 自社が業務を行う法域において、監督当局が存在する場合は、当該監督官庁による監督に適切に服していること
- (10) 当取引所の市場の評価等を毀損するおそれがないこと
- (11) 反社会的勢力との関係を有していないこと
- (12) その他当取引所が必要と認める要件を有していること

(特例第304条第1項)

# ① J-Adviser資格の取得について(2/3)

## J-QSの認定について

J-QS(Qualified Specialist)とは、法人であるJ-Adviserが担当会社に対して質の高いサービスを提供し、指導力を発揮するために必要な人的リソースのことで、J-Adviserが担当する会社に対して業務を履行する責任者として、J-Adviserが常勤の役職員から個々に指名し、適格性を有する者について東京証券取引所が認定を行います。

J-Adviserは、担当会社の上場申請にあたり、少なくとも1名を「上場適格性に係る宣誓書」において当該企業の担当J-QSとして記載する必要があり、そのほか、上場後も担当会社に対して助言・指導を行うことが期待されています。

J-QSの認定を受けるための要件は以下の通りです。

- (1) J-Adviser又はJ-Adviser資格申請者の常勤の役職員であること
- (2) J-QSの認定の申請日から遡って5年間において、コーポレート・ファイナンス助言業務に関する経験を通算して3年以上有している者であること
- (3) 新規上場に係る業務及び上場会社の上場後の義務の履行に係る業務全体に十分な理解がある者であること
- (4) 日本の資本市場での経験及び知見を有している者であること
- (5) J-QSとして関与する業務を通じて当取引所の市場の発展に貢献できると認められる者であること
- (6) J-Adviserとして関与する業務について、これを統括する立場にある者であること
- (7) 自社が業務を行う法域において、監督当局が存在する場合は、当該監督当局による監督に適切に服していること
- (8) 当取引所の市場の評価等を毀損するおそれのない者であること
- (9) 反社会的勢力との関係を有していない者であること

(特例第309条)

# ①J-Adviser資格の取得について(3/3)

## プリンシパルベースの考え方(プリンシパルベース=原則主義)

TOKYO PRO Marketの上場制度において、『プリンシパルベースの考え方』とは、東京証券取引所がTOKYO PRO Marketを運営するにあたり「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」における原則的な取り扱いを定めた各条項の趣旨に従い、TOKYO PRO Marketの透明性、公正性を確保する観点を踏まえて、個々のケースに応じた適切な判断を行いながらTOKYO PRO Marketを運営することを意味しています。

このような「プリンシパルベースの考え方」で市場を運営することによって、TOKYO PRO Marketにおいては、『柔軟な上場制度』と『上場準備負担の軽減』ができ、さらに、『プロ投資家向け市場』にふさわしい市場参加者による自律的な市場秩序の維持が実現できると考えられます。